

CANADIAN
カナダ
GRAIN 分別生産流通管理
認定システム
COMMISSION



Canada



Canadian Grain Commission
Commission canadienne
des grains



CANADIAN
SEED
INSTITUTE
INSTITUT
CANADIEN
DES SEMENCES



CANADIAN SOYBEAN
EXPORT ASSOCIATION

カナダの伝統

安全で質の高い穀物を世界に供給

カナダは永年に渡って、安全かつ質の高い穀物や油糧種子、豆類を国内および世界市場に供給し、誇り高い実績と評価を築いてきました。この評価を支えているのは、優良な食品の原料となる品種を用いていることと、一貫性を持って品質と安全性を確保する規制制度が整備されていることです。1912年にカナダ穀物法が制定されて以来、カナダでは規制当局であるカナダ穀物局（CGC）が品質管理制度を執行してきました。CGCは、品質と安全性の検査手続きを通して、穀物の品質を保証し、世界的に認められている「最終証明書（Certificate Final）」を発行しています。

世界クラスの種子制度

カナダの種子認証制度もまた、種子に雑草やその他作物種の混入がないことを確実にし、品種の同一性と遺伝子上の純度を保証する監査証跡を提供することから、世界中で認められ評価されています。この制度は、質の高い穀物の供給国としてカナダが受けている国際評価に貢献しており、世界の穀物市場の高度化する要求事項に対応するために業界が進化するにつれて一層その貢献度を増すことになるでしょう。

カナダ種子協会（CSI）は、一貫性がありコスト効率の高い監視と品質保証プログラムを確実にカナダ種子産業に提供することを目的としてカナダの種子関連諸団体が設立した非営利組織です。CSIは、種子業界向けに全国認定サービスを実施し、カナダにおける種子認証のための品質保証制度の基礎を築いています。

CGC/CSIパートナーシップ

カナダ分別生産流通管理認定システムは、カナダ種子協会とカナダ穀物局とのジョイント・プロジェクトです。このパートナーシップにより、規格の策定と準拠状況評価の分野におけるCSIの専門知識と、穀物品質認証の使命を担い信頼を得た確かな組織としてのCGCの国際的な評価が統合されています。



連邦政府の支援

カナダ分別生産流通管理認定システムの整備は、カナダ適応農村開発基金（CARD）と農産食品貿易プログラムを通して、カナダ農務・農産食品省が支援しています。

同プロジェクトは、食品の安全性と革新、および環境に対する責任を持った生産方法の分野でカナダを世界のリーダーと位置付けることを目的とした連邦/州/準州の共同イニシアチブである、「農業政策枠組み（APF）」の中の「食品の安全性と品質」の要素に寄与しています。

業界が農業製品の新しい市場を確保することを助ける品質保証制度の整備に対する市場の要求が高まっています。制度実施を主導しなければならないのは業界ですが、政府はこれらプログラムを監督し正式に認めることによって、世界市場における受け入れ度を最大限に拡大することを支援することができます。カナダIP認定システムは、国内および国外のバイヤーに対しカナダの業界が特定の品質特性を保証するための新しいツールなのです。



カナダは市場の要求に対応しています

カナダIP認定システムは、食品加工業者と消費者の変化する要求に対応します

食品の質と安全性の問題は、消費者が自分たちの食べ物がどこでどのように生産されているのかを知ることを要求するようになるにつれて、その重要度を増しています。今日、食品加工業者は製造する製品の原料の出所に関してより多くの情報を求めています。特定の品質に関するニーズが高



まり、正確な表示のための文書記録が必要とされているのです。穀物生産者もまた、生産する作物を差別化し付加価値を付ける方法を模索し続けるなかで、市場の厳しい要求に対応しています。

カナダの穀物産業は、これらのニーズに対し、「分別生産流通」(IP) プログラムとプロセスを整備して対応していました。これらプログラムは、サプライチェーン全体を通して、特別な性質を持つ穀物や油糧種子、豆類のロットをバルク商品から分離しておくように作られています。

高度な製品保証を提供

カナダのIP認定システムは、特殊な穀物および油糧種子のバイヤーに対し、カナダのサプライヤーからの製品はバイヤーの特定のニーズを満たすものであるということの、高レベルの保証を提供するように作られています。

生産のすべての段階を綿密に管理



カナダにおいてIPとは、バルク商品との混合を防ぐために特殊穀物を生産と流通のすべての段階において管理することを意味します。特殊穀物としては、特定の品種や非遺伝子組換え品種、および、無殺虫剤生産等の特別な方法を用いて生産した穀物などがあり得ます。IPが始まるのは常に種子からですが、終了点は最終供給先と流通方法によって異なります。IP製品がコンテナで輸送される場合は、コンテナが封印されたときにIPは完了します。IP製品が海外にバルク輸送される場合は、IPプロセスは製品が貨物船の船倉に積み込まれたときに完了します。カナダの加工業者のニーズに対応しているIPプログラムは、製品が工場で受理された時点で終了します。

農場から世界市場へ

カナダ西部からのIP穀物の流れ

カナダ西部の農業者は通常、IP穀物をトラックでカントリーエレベーターまで輸送し、穀物はそこから貨車でターミナルエレベーターまで運ばれます。西海岸のターミナルエレベーターからは、IP穀物は輸出先顧客向けに貨物船で輸送されます。サンダーベイからは、IP穀物はカナダ東部のトランスファー・エレベーターまでレイカー（湖水運航船）で運ばれ、そこで輸出向けに海洋貨物船に積載されます。



カナダ東部からのIP穀物の流れ

カナダ東部からのIP穀物の多くはコンテナで出荷されます。コンテナを使う場合は、サプライチェーンは非常に短くなります。農業者は通常、生産した穀物を加工プラントに搬入し、そこで穀物は処理されコンテナに積み込まれます。そこからはコンテナを港湾コンテナ施設までトラックで運び、コンテナ船に積載します。

カナダ東部ではまた、IP穀物のバルク輸送も行います。農業者はトラックで穀物をカントリーエレベーターまで運び、そこからトラックまたは貨車でトランスファー・エレベーターまで輸送後、輸出向けに貨物船に積載します。



カナダ・オンタリオ州からのコンテナ輸出

カナダIP認定システムのしくみ

カナダIP認定システムは、IPプログラムを通して製品を販売する企業が特殊穀物製品の生産・管理・輸送に関する効果的な品質マネジメントシステムを備えていることを必要とします。品質マネジメントシステムは、種子から輸出用貨物船または国内エンドユーザーまでの完全な文書記録とトレーサビリティを維持・提供するものです。

プログラムの構成要素

1. IPプログラム用品質マネジメントシステム規格：IPプログラムがしなければならないことを、顧客の要求事項の特定とそれに対する適応に焦点を当てて、明確化。
2. 準拠状況評価：規格への準拠が確実に行われるよう、IPプログラムの監査を実施。
3. 認定の証明書：IPプロセスが適切に機能しておりCGC規格に合致していることの、バイヤーへの保証。

IPプログラムのためのCGC規格は、カナダのあらゆるサプライチェーンを通して流通する作物種すべてに対して適用できるカナダの全国規格です。同規格によって、IPプログラムの評価尺度が提供されます。基準を満たしているIPプログラムはCGCが公式証明書を発行して認定します。このCGC認定証明書は、約束通りのものを提供できるカナダのIPプログラムの証となります。

サービス提供

カナダIP認定システムは、カナダ種子協会（CSI）など、認定を受けたサービス提供者を通して実施されます。CSIおよびその他のサービス提供者は、監査サービスを実施して監査報告書を作成し、当該IPプログラムが規格に適合しているとCGCが正式に認定するようCGCに対して勧告を行なうかどうかを決定します。

作物種別規格

いくつかの商品関連団体は、それぞれの市場のニーズを満たすため、サプライチェーン中の管理を追加した作物種別IP規格を策定しています。一例としては、カナダ大豆輸出協会のIP規格があります。カナダIP認定システムによって、



個々のIPプログラムが約束どおりの効果を持つことがより確かに保証されるのと同様に、作物種別IP規格に照らした確認を行うことによって、付加的な管理が整備されていることが保証されます。この二重の認定によって、国際市場におけるカナダ産品のブランド価値がさらに高まるのです。作物種別規格にも上記サービス提供モデルを適用し、監査コストを最小限に抑えています。



証明書は品質を保証します

遠洋航行船への荷積みの際に採取した標本を正式に検査した後に、CGCの「最終証明書(Certificate Final)」が発行されます。「最終証明書」は、バイヤーに対し、出荷物の品質はバイヤーが考へている通りのものであるというより確かな保証を提供するものです。同様に、CGCのIPプロセス認定は、バイヤーに対し、IP出荷物はバイヤーの特殊な品質必要条件に適合するものであるというより確かな保証を提供します。

プログラム品質マネジメントシステムと監査手続き

(例) IPプログラム

生産流通の段階	チェックポイント	品質システム要求事項	監査手続き
全段階	IP品質マニュアル	<ul style="list-style-type: none">◆ 最新版◆ 人員の業務責任と権限の明確化◆ 人員の教育訓練計画◆ 顧客の指定に沿った明確な製品品質要求事項◆ 品種純度または遺伝子組換え検査方法と感度の明確化◆ サプライチェーン中の検査時点の特定◆ 作物生産管理計画◆ IP製品管理計画◆ 輸送計画◆ 非適合製品管理計画	マニュアルを検査し、検査・生産・管理・輸送計画が規格の品質要求事項と整合性のあるものであることを確認
作物生産と管理	人員	<ul style="list-style-type: none">◆ 農業者契約	契約の検査
	種子	<ul style="list-style-type: none">◆ 生産計画で指定された種子の使用。生産者まで遡ることのできる原種または、認証種子	検査対象 <ul style="list-style-type: none">◆ 種子購入時の請求書◆ 認証種子のタグ
	播種	<ul style="list-style-type: none">◆ 隣接農地からの分離距離と従前の農地利用が作物生産計画に準じている◆ 播種機やシードドリルは新しい作物の播種の前に清浄◆ 種子から農地までのトレーサビリティ	農業者の記録の検査 例： <ul style="list-style-type: none">◆ 農場地図◆ 農場経歴記録◆ 播種機器清浄記録◆ 播種記録
	生産	<ul style="list-style-type: none">◆ 作物生産計画に準じた雑草・病害虫対策◆ 発育期中の農場検査	検査対象 <ul style="list-style-type: none">◆ 投入記録◆ 農場検査記録
	収穫と農場内倉庫	<ul style="list-style-type: none">◆ 収穫前にコンバインとトレーラーを清浄◆ 収穫前にサイロを清浄◆ サイロへの作物の出し入れに用いる機器を使用前に清浄◆ 汚染された作物はすべて作物生産計画に記されている通りに処分◆ 農場からサイロまでのトレーサビリティ◆ サイロから輸送手段までのトレーサビリティ	検査対象 <ul style="list-style-type: none">◆ 機器・サイロ清浄記録◆ サイロ配置図◆ 不適合製品処理記録◆ 保管記録◆ 出荷記録
輸送	農場から受け入れエレベーターまたは加工業者まで	<ul style="list-style-type: none">◆ 輸送手段の清浄・検査方法の明確なプロセス◆ 輸送手段の使用前の清浄方法	検査対象 <ul style="list-style-type: none">◆ 積荷証書◆ 文書化された清浄手順◆ 清浄・検査記録

生産流通の段階	チェックポイント	品質システム要求事項	監査手続き
穀物管理	人員	<ul style="list-style-type: none"> ◆明確なプロセス ◆責任業務と権限の割り当て ◆能力のあるスタッフ 	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆品質マニュアルと文書化された手順 ◆教育訓練記録 <p>現場監査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆プロセス ◆プロセスと業務に関するスタッフの理解度
	受け取り	<ul style="list-style-type: none"> ◆IP製品受取り前の施設清浄・洗浄の明確なプロセス ◆標本の採取・保存とその出所の記録 ◆必要な品質特性への適合性検査 ◆非適合製品に関する明確なプロセス 	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆清浄・洗浄の文書化された手順 ◆非適合製品の扱いに関する文書化された手順 <p>現場監査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆標本の保存と記録 ◆荷積証書 ◆計量記録 ◆受取りプロセス
	管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設内のIP製品の動きをすべて記録 ◆輸送手段からサイロまでのトレーサビリティ 	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆製品移動記録 ◆保管記録
	保管	<ul style="list-style-type: none"> ◆IP製品のために使用する前にサイロを清浄 ◆保管中のIP製品が製品要求事項に引き続き適合していることを確認するため定期的にチェック ◆IP製品の品質を維持するために必要な物理的な要件をサイロがすべて満たす ◆梱包物が清潔でIP製品管理計画に準じている ◆非適合製品に関する明確なプロセス 	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サイロ清浄記録 ◆品質チェック記録 ◆非適合製品の扱いに関する文書化された手順 <p>現地監査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サイロ ◆梱包物
	出荷	<ul style="list-style-type: none"> ◆輸送手段の清浄と検査の明確なプロセス ◆使用前の輸送手段の清浄方法 ◆サイロから輸送手段までのトレーサビリティ 	<p>検査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆文書化された清浄手順 ◆清浄・検査記録 ◆出荷記録

カナダ適応農村開発基金（CARD）および農産食品貿易プログラムによるカナダ農務・農産食品省資金拠出事業。



Agriculture et
Agroalimentaire Canada

お問合せ先

カナダ穀物局
カナダIP認定システム プログラムマネージャー
ローラ・アンダーソン Laura Anderson
Program Manager
Canadian IP Recognition System
Canadian Grain Commission
601-303 Main Street Winnipeg, Manitoba R3C 3G8
Canada
電話: (204) 983-2881
ファクス: (204) 983-2751
Eメール: landerson@grainscanada.gc.ca

カナダ種子協会
事務局長
ジム・マッカラ Jim McCullagh
Executive Director
Canadian Seeds Institute
200-240 Catherine Street Ottawa, Ontario K2P 2G8
Canada
電話: (613) 236-6451
ファクス: (613) 236-7000
Eメール: csi@storm.ca

Canada



Canadian Grain Commission
Commission canadienne des grains



CANADIAN
SEED
INSTITUTE
INSTITUT
CANADIEN
DES SEMENCES



CANADIAN SOYBEAN
EXPORT ASSOCIATION